次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和2年1月14日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 門別競馬場 場内整備事務所新築工事 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年2月5日から令和2年3月30日まで

(うち55日間)

(4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の1

門別競馬場

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 発注工事に対応する平成 31 年度北海道告示第 6 号に規定する一般建築工事の資格及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない 者であること。
- (3) 競争入札参加除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続き開始を受けたこと及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (5) 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 本馬場隣接地のため施設新築工事において緊急連絡時に30分以内に対応できる体制を整えること。
- (7) 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- 3 制限付き一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の期間 令和 2 年 1 月 14 日 (火曜日) から令和 2 年 1 月 24 日 (金曜日) まで (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。 9 時から 17 時まで)
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 入札参加資格に関し、門別競馬場にて審査を行うことがある。
 - エ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の1

一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の1

- 一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室

- (2) 入札日時 令和2年1月28日(火曜日) 午前10時00分から
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 - (1)入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第 167 条の 16、財務規則第 171 条及 び第 172 条の定めるとことによる。
- 8 電子入札の可否
- 9 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部
 - (2) 交付期間 令和2年1月14日(火曜日)から令和2年1月24日(金曜日)まで (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。9時から17時まで)
 - (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。

また、北海道競馬のホームページにおいてダウンロードすることができる。 (http://www.hokkaidokeiba.net/)

10 送付による入札の可否 否。

11 落札者の決定方法

財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 入札参加申込書の提出期間及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和2年1月14日(火曜日)から令和2年1月24日(金曜日)まで (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。9時から17時まで)
- (2) 提出場所 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の1

一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部

14 その他

- (1) 開札の時において、1の(2)又は2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条 各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札は、地方自治法施行令第 167条の 10 第2項の規定により、最低制限価格を設定する。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部

イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76番地の1

電話番号 01456-2-2501

- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、落札者があるまで2回行い、落札者がない場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、令和2年1月14日付けで告示した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約者
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋
- 2 入札に付す事項
 - (1) 契約の目的の名称及び数量 門別競馬場 場内整備事務所新築工事 一式
 - (2) 契約の目的の仕様その他の明細 契約書(案)による
 - (3) 契約期間 令和2年2月5日から令和2年3月30日までのうち55日間
 - (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1 門別競馬場
- 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 発注工事に対応する平成 31 年度北海道告示第 6 号に規定する一般建築工事の資格及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 競争入札参加除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続き開始を受けたこと及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (5) 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 本馬場隣接地のため施設新築工事において緊急連絡時に30分以内に対応できる体制を整えること。
- (7) 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年1月14日(火曜日)から令和2年1月24日(金曜日)まで
- イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。
- (ア) 一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
- ウ 入札参加資格に関し、門別競馬場にて審査を行うことがある。
- エ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1

一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部

電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 - 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部
- 6 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
 - 一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室

(郵送による場合は、〒055-0008 社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部)

(2) 入札日時 令和2年1月28日(火曜日) 午前10時00分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の 100 分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則(北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。)第 147 条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否

否。

9 送付による入札の可否 否。

10 契約書作成の要否

要

- 11 その他
 - (1) 開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 落札者の決定方法

財務規則第 156 条第 1 項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。」の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか
- を申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部
- イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1

電話番号 01456-2-2501

- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を北海道軽種馬振興公社に提出し、北海道軽種馬振興公社が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、北海道軽種馬振興公社が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

競争入札心得

(総 則)

第1条 一般社団法人北海道軽種馬振興公社(以下「公社」という。)が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

- 第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率) てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。
- 3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機 関の確定日付けのある承諾書を提供してください。
- 4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長(以下「理事長」という。)の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入 札)

- 第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。
- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便 等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵 触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

- 第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札 代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
 - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
 - (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
 - (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
 - (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。 また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

- 第 10 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。 ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した 者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

- 第 11 条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した 者を落札者としない場合があります。
 - (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。
- (注)この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

- 第 12 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、 落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。
- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保は すべて返還します。

(契約の締結)

第 13 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

- 第 14 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。
- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の 100 分の 5 に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

- 第 15 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の 100分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- 2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の 始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日) までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機 関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部 に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

- 第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を 行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
- (1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、 又は契約を解除することがあります。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

(EJ)

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大 鷹 千 秋 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職·氏名

連絡先 (担緒・阻)

令和2年1月14日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について 審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべて の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 契約の名称
 - 門別競馬場 場内整備事務所新築工事
- 2 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所等
- 3 添付書類
 - (1) 類似契約履行実績調書(別記第2号様式)
 - (2) 契約履行実績を証明する書面(別記第3号様式)又は契約書の写し

- 注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、<u>簡易書留料金分の切手を貼付した</u> 返信用封筒を併せて提出すること。
 - 2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

類似契約履行実績調書

申請者名

契約名	工事概要	発注機関名	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間			
					自	年	月	日
					至	年	月	日
					自	年	月	日
					至	年	月	日

【記載方法について】

- 1 告示において明示した調達する役務と種類及び規模をほぼ同じくする契約にかかる履行実績について記載すること。
- 2 資格審査申請日の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は、24月分)における実績を記載すること。なお、記載する契約は委託期間が満了していることとし、申請日以降に 契約期間が及ぶ契約は記載しないこと。 (記載する契約の委託期間例・・・平成16年4月1日~平成17年3月31日、平成17年4月1日~平成18年3月31日)
- 3 国(公団を含む)又は地方公共団体(地方住宅供給公社を含む。)との契約を優先的に記載すること。
- 4 3に次ぐ優先順位として、金額の多い契約を優先的に記載すること。
- 5 1、2に該当する契約を3件以上有する場合は、3、4により2件まで記載すること。
- 6 類似契約履行実績を証明するものとして、<u>別記第3号様式(契約履行実績証明書)</u>又は<u>契約書の写し</u>を添付すること。 ※ 契約書の写しを添付する場合は、「本書内容について誠実に履行が完了したことを誓約します。」等の文言及び代表者職・氏名を記載し代表者印を押すこと。
- 7 この様式は、申請者が中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された中小企業等共同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき 設立された共同組合の場合は、各構成員ごとに作成すること。

契約履行 実績 証明書

(発注者)

様

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

事業年度	工事契約名	契約の内容、規模	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	契約期間	契約年月日	履行状況 (良•否)

上記契約を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

発注者(証明者)

印

注 この様式は、類似契約履行実績を証明するために使用すること。

契 約 書(案)

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3工期着工完成
- 4 請負代金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額金 円)
- 5 契約保証金

上記の工事の請負について、発注者 一般社団法人北海道軽種馬振興公社と請負人 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 沙流郡日高町富川駒丘76番地1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹千秋

受注者

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負人(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、別冊の図面、仕 様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)に従い、誠実に頭書の工事の請 負契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書の工事を頭書の工期内に完成し、この契約の目的物(以下「工事目的物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年 法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。
- 12 削除

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、 必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の 行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表)

- 第3条 乙は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づく工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、この契約に変更等があり、かつ、甲から請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に変更後の工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 工事工程表は、この契約の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物又は工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第12条第2項の規定による検査若しくは第36条第3項の規定による検査に合格したもの若しくは仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は甲の指定した部分若しくは他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第6条 乙は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令の基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料又は施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事監督員)

- 第8条 甲は、乙の工事の施工について、自己に代わって監督し、又は指示する工事監督員を定めたときは、その氏名 を乙に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も、同様とする。
- 2 工事監督員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行について、乙の現場代理人に対して指示し、若しくは承諾を与え、又は現場代理人と協議すること。
- (2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な詳細図等を作成して交付し、又は乙の作成する詳細図等に承諾を与えること。
- (3) 設計図書に基づき工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)を行うこと。
- 3 甲は、2名以上の工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの工事監督員が分担する権限の内容を乙に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。
- 4 第2項の規定による工事監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、工事監督 員を経由して行うものとする。この場合においては、工事監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人等)

第9条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項

を甲に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の 交付を受けた専任の監理技術者。以下同じ。) (同条第3項の重要な工事で政令で定めるものの場合は、工事現場ごとに専任の者とする。以下同じ。)
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定するものをいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。
- 3 削除
- 4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)のうちこれを現場代理人に委任したものがあるときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第11条 甲は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき又は主任技術者、専門技術者その他 乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工若しくは管理につき著しく不適当と認め られるものがあるときは乙に対し、その理由を明示して、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対し、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、設計図書において工事監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと 指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に 直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 工事監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(工事監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第13条 乙は、設計図書において工事監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 工事監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日 以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、工事監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、あらかじめ、工事監督員に通知した上、該当立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し、又は、工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、 この負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第14条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 工事監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該 支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、 品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示して当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しな

ければならない。

- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは 性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、 乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、工事監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

- 第15条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。) を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別な定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなけれ ばならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、 又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条及び第46条第6項において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事 用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第16条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、工事監督員がその改造を請求したときは、当該 請求に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、請負代金額の増額又は工期の延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が工事監督員の指示による場合その他甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない
- 3 工事監督員は、乙が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると 認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するほか、工事監督員は、工事に施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等)

- 第17条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く)
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに 現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合は、現場代 理人の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書 を作成の上記名押印するものとする。
- 4 甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 5 甲は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、 設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当する場合で工 事目的物の変更を伴わないときは、甲乙協議して甲が設計図書を変更するものとする。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 甲は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計 図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額 を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工事の中止)

- 第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは、人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知し、工事の全部又は一部の 施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しく は請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持す るための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要 な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第20条 乙は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

- 第21条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第22条 甲又は乙は、工期内でこの契約の締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対し請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から同項の規定による請求があった時点におけるでき形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約の締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において経済情勢の激変を生じ、請負代金額が著し く不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

(工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、 甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期を変更する理由が生じた日(第20条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、第21条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要の費用の額については、甲乙協議して定める。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の10分の1に相当する額以上となるように、甲は契約保証金の額の増額を、乙は契約保証金の額の減額を請求することができる。

(臨機の措置)

- 第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、その採った措置の内容を直ちに工事監督員に通知しなければならない。
- 3 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲の負担とする。

(一般的損害)

第26条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害 (次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。 ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに 帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その 損害 (第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のう ち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争の生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決 に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、現場 代理人は、その事実の発生後直ちにその状況を工事監督員に通知しなければならない。
- 2 工事監督員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成の上記名 押印するものとする。
- 4 乙は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、甲に対し損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分(保険を付すべき場合においてこれを付していないときは当該保険に付していたならばてん補されるべきであった部分)を除く。以下この条において同じ。)による費用の負担を請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物 又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は 第36条第3項の規定による検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る 額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)が請負代金額の1 00分の1に相当する額を超え、かつ、乙がこの工事を遂行する場合に限り、損害合計額にうち請負代金額の100分の 1に相当する額を超える額を負担しなければならない。
- 6 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定するものとする。
- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 7 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額」と読み替えて同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第29条 甲は、第7条、第14条、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第26条、第28条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項に 規定する請負代金額の増額又は費用の負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合に は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第30条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、第2項の検査に合格したときは、直ちに受渡書により当該工事目的物を甲に引き渡さなければならない。
- 5 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、 修補の完了を工事の完成とみなし、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第31条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(部分使用)

- 第32条 甲は、第30条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用する ことができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な 費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第33条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に提出して、請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4に相当する額から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。
- 4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超 えるときはその減額があった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第34条 乙は、前条第3項の規定により前払金額に追加して更に前金払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わり直ちにその旨を保証事業会社に通知 するものとする。

(前払金の使用)

第35条 乙は、第33条の規定により支払を受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補 償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第36条 乙は、工事の完成前に、でき形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料(第12条第2項の規定により工事監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)及び設計図書において部分払の対象とすることを指定した製造工場等にある工場製品(以下「でき形部分等」という。)に相応する請負代金相当額の10分の9に相当する額(当該でき形部分等が性質上可分である場合において甲が相当と認めるときは、請負代金相当額の10分の10に相当する額)の範囲内で請負代金の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。
- 2 乙は、前項の規定により部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係るでき形部分等の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、 前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、 必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 乙が請求することができる部分払金の額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、請負代金相当額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。 前払金額

請貝代金相当観×(部分払すべさ学 - <u>間払金額</u> 請負代金額

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中 「請求代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」 とするものとする。
- 8 でき形部分等(仮設物を除く。)で乙の所有に属するものの所有権は、甲が第5項後段の規定による支払を完了した時点(甲が法令等の規定に基づき支払の手続を完了した時点をいう。)において、甲に帰属するものとする。
- 9 でき形部分等の所有権が甲に帰属した場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、乙は、 当該でき形部分等の管理についての一切の責めを負うものとする。ただし、甲が自ら管理する場合は、この限りで

(部分引渡し)

- 第37条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分 (以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第30条及び第31条の規定 を準用する。この場合において、第30条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とある のは「指定部分に係る工事目的物」と、第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金相当額」と 読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金相当額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項において準用する第31条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知するものとする。

指正部分に相心する請貝代金相当観×(I - <u>前払金額</u> 請負代金額

(第三者による代理受領)

- 第38条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条(前条において準用する場合を含む。)又は、第36条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する乙の工事中止)

- 第39条 乙は、甲が第33条、第36条又は第37条において準用する第31条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、あらかじめその理由を明示してその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 第19条第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。この場合において、 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(かし担保)

- 第40条 工事目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第4項(第37条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求することができる期間は、10年とする。
- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを承知していたときは、この限りでない。
- 4 工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失 又はき損の日から6月以内に第1項に規定する請求をしなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは工事監督員の指示により生じたものであると きは、適用しない。ただし、乙がその材料又は指示の不適当であったことを知りながらこれを通知しなかったとき は、この限りでない。

(履行遅滞)

- 第41条 乙の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、工期の完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、請負代金額から可分のでき形部分等に対する請負代金相当額を控除した額につき、年2.7パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により、第31条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の請負代金の支払が遅れた場合は、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その請負代金額につき年2.7パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができる。

(検査の遅延)

第42条 甲がその責めに帰すべき理由により、第30条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第31条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規定を適用するものとする。

(甲の解除権)

- 第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成しないとき又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第5条又は第16条の規定に違反したとき。
- (4) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- (6) 第45条第1項各号の規定する理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに

該当するとき。

- 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工 事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」 という。) であると認められるとき。
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号 において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団 又は暴力団員を利用等したと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団員の 維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当する ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方として いた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったと
- 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定 する目までに支払わなければならない。
- 第1項第1号から第6号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代 わる担保として有価証券の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、他の担保の提供が 行われているときは、甲は当該担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約 保証金の額又は担保される額が請負代金額の10分の1に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指 定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が請負代金額の10分の1に相当する額を超過するときは、 甲は、当該超過額を返還しなければならない。
- 第43条の2 甲は、この契約に関して、次の各号にいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。こ の場合において乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
 - (1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第 8条の2において「独占禁止法」という。) 第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第8条の2 において同じ。) を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第 3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起され なかったとき。
- なかったとき。
 (2) 乙が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第8条の2において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
 (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき
- 分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えをも却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき(5)排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は会計処理規程細則第29条第2項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)。
- を除く。)。 (6) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は 1000年の名前には第100条の名書しては第100条に規定する刑が確定したとき。
- 第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、第43条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を 解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければな らない。

(乙の解除権)

- 第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第18条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1に相当する日数(工期の2分の1に相当する 日数が30日を超える場合は、30日)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた 他の部分の工事が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。
- 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求するこ とができる。

(解除に伴う措置)

- 第46条 この契約が解除された場合において、でき形部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、そのでき形部分に対する請負代金相当額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第33条の規定による前払金があったときは当該支払済みの前払金額(第36条の規定による 部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金額を差し引いた額)を次条第1項又は第2項の規定 により乙が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、第1項前段のでき形部分に対する請負代金相当 額と差引精算するものとする。この場合において、当該支払済みの前払金額になお残額のあるときは、乙は、解除 が第43条又は第43条の2の規定によるときにあってはその残額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ 年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は前条の規定によるときにあってはその 残額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項のでき形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき又はでき形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し又はその返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に 復して返還し、又はその返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段の規定により乙が採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条又は第43条の2の規定によるときは甲が定め、契約の解除が第44条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第46条の2 乙は、この契約に関して、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公平な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第30条第4項の規定による工事目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 4 甲は、前項の引渡しを受けた後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。

(相殺)

第46条の3 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、請負代金請求権 その他の債権と相殺することができる。

(火災保険等)

- 第47条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。第3項において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(契約保証金の返還)

第48条 甲は、第30条の規定により工事目的物の引渡しを受けたとき又は契約の解除(第43条第1項第1号から第6号までの規定による解除を除く。)があったときは、契約保証金を乙に返還しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第49条 この契約の条項中甲乙協議を要するものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争の生じた場合は、甲及び乙は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約に定めのない事項)

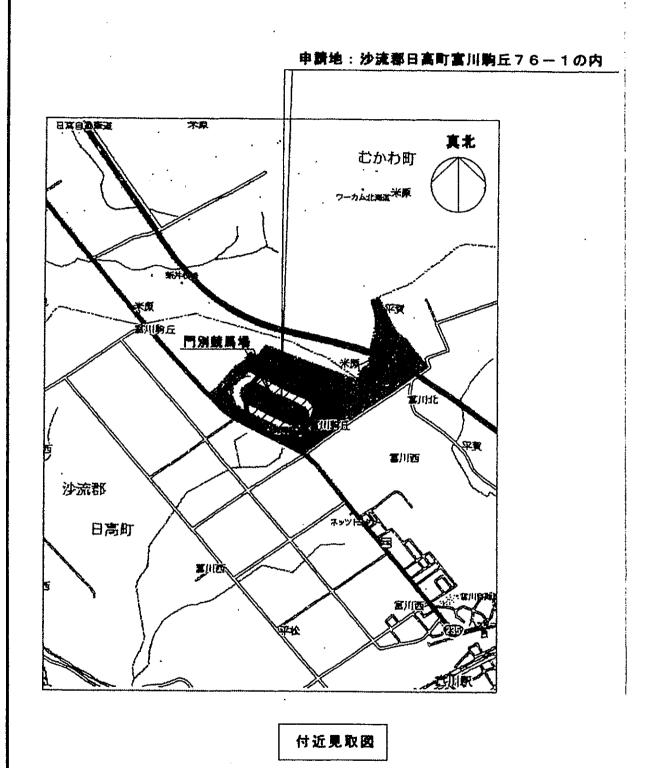
第51条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

門別競馬場 場内整備事務所新築工事

HRA 一般社団法人 北海道軽種場振興公社

設計・監理

一級建築士事務所 有限会社 K&M建築設計企画



难集散計模要

I	K名称	門別號馬場 場內整備事務所新築工事					
推算	基 主	HRA一般社団法人 北海道軽種馬振興公社					
			理事長 大鷹千秋				
敷	地名地番	沙流蓼日高町	富川駒丘76-1の内				
	都市計画区域	都市計画区域内(区域区分非設定)					
地(用途地域	地域指定なし					
9	防火地域	防火指定なし					
概	その他の区域	法22条地域					
要	日影規制	進用なし					
	道路幅員	幅員8.0 m					
主事	F用途	事務所					
建制	の構造	木造 2階建て					
表演	の高さ	GL+8, 000					
		高级差	無し				
		数計GL	既存				
敷垣	· 条件	地質資料	有り				
		测量资料	有り				
		障害物	# L				

面養養

	申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積	1, 225. 74 m 2		1, 225. 74 m 2
建築面積	71.00 m2		71.00 m 2
	本量:66,10 階段:4.90		
床面積	138.74 m2		138.74 m 2
	1F:71.00 2F:66.10+1.64		

造ペイ率	5.79	%	<	96	oK
容積率	11.32	96	<	%	OK

職外部仕上げ無要

農模	長尺カラー鉄板 t-0.35
外營	木質系サイデング
	t:14(ヨコ張り)
軒天	軒天ボード (耐火)
基礎選り	コンクリート打ち放し

最内部仕上げ祭宴				
(一瞥)				
床	フローリング合板 根太レス下地			
	土間下:断熱材t-50 基礎内側:断熱材t-50			
巾木	∨系巾木H=75			
*	V系クロス貼 石膏ポードt-9.5下地			
天井	化粧石青ポード貼			
b				
(二階)				
床	フローリング合板 核太レス下地			
巾木	∨系巾木H=75			
*	V系クロス貼 石膏ポードt-9,5下地			
天井	化粧石膏ポード貼			

工事名

門別競馬場 場内整備事務所新築工事

一級建築士事務所 有限会社 K&M建築設計企画 日付 2019-12-20

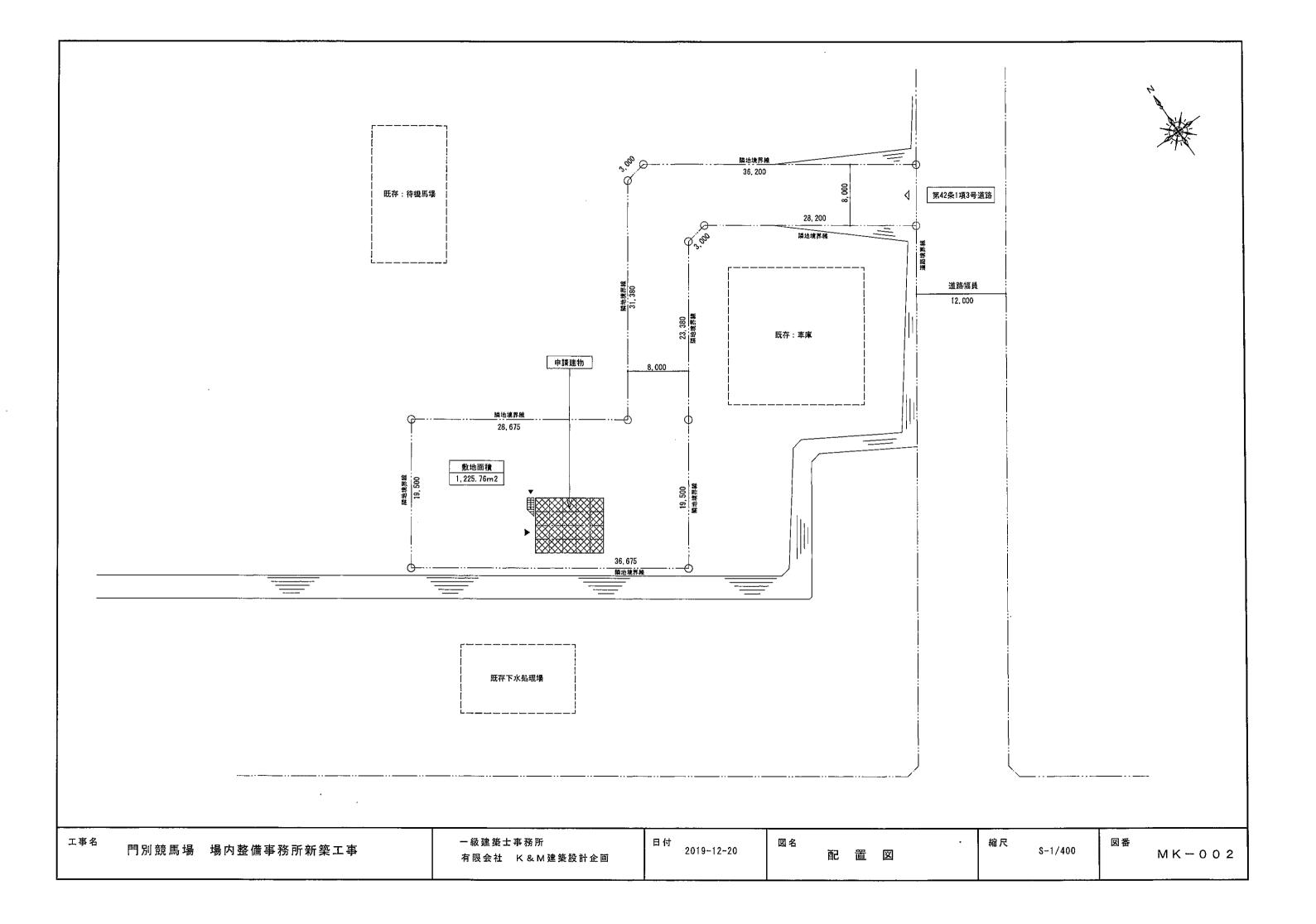
付近兜取图 建築設計概要

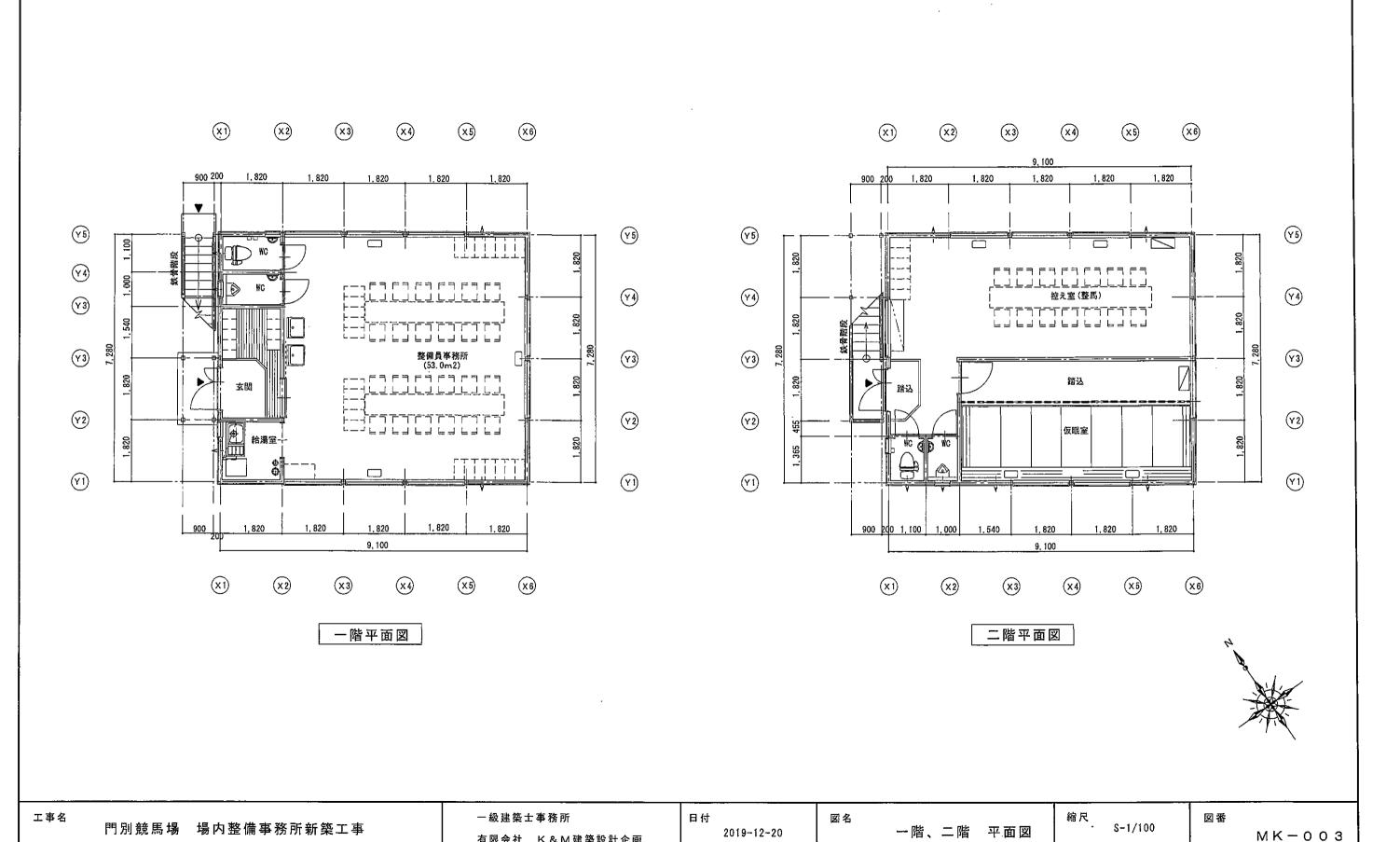
箱尺

S-1/300

S-1/100

MK - 001



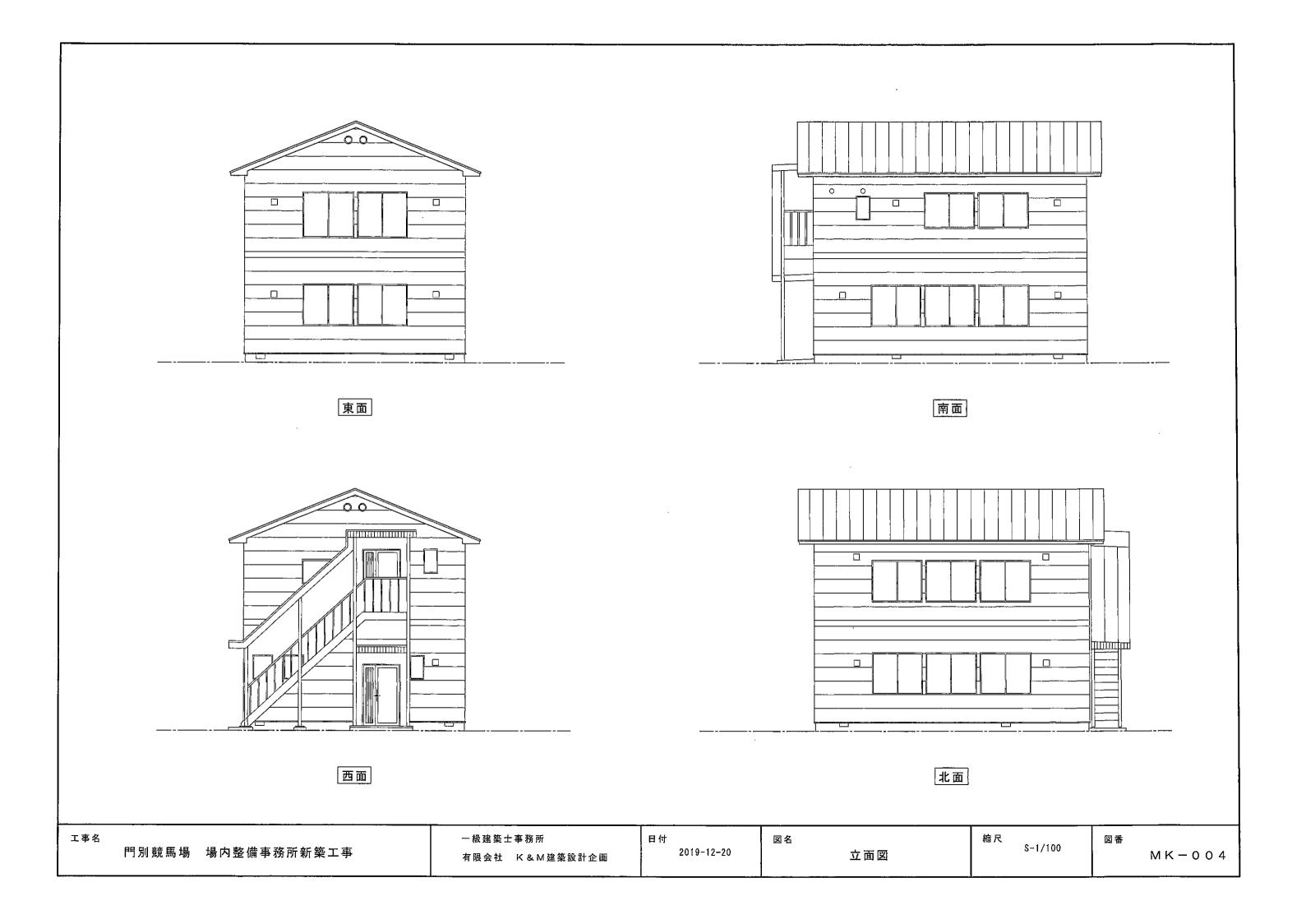


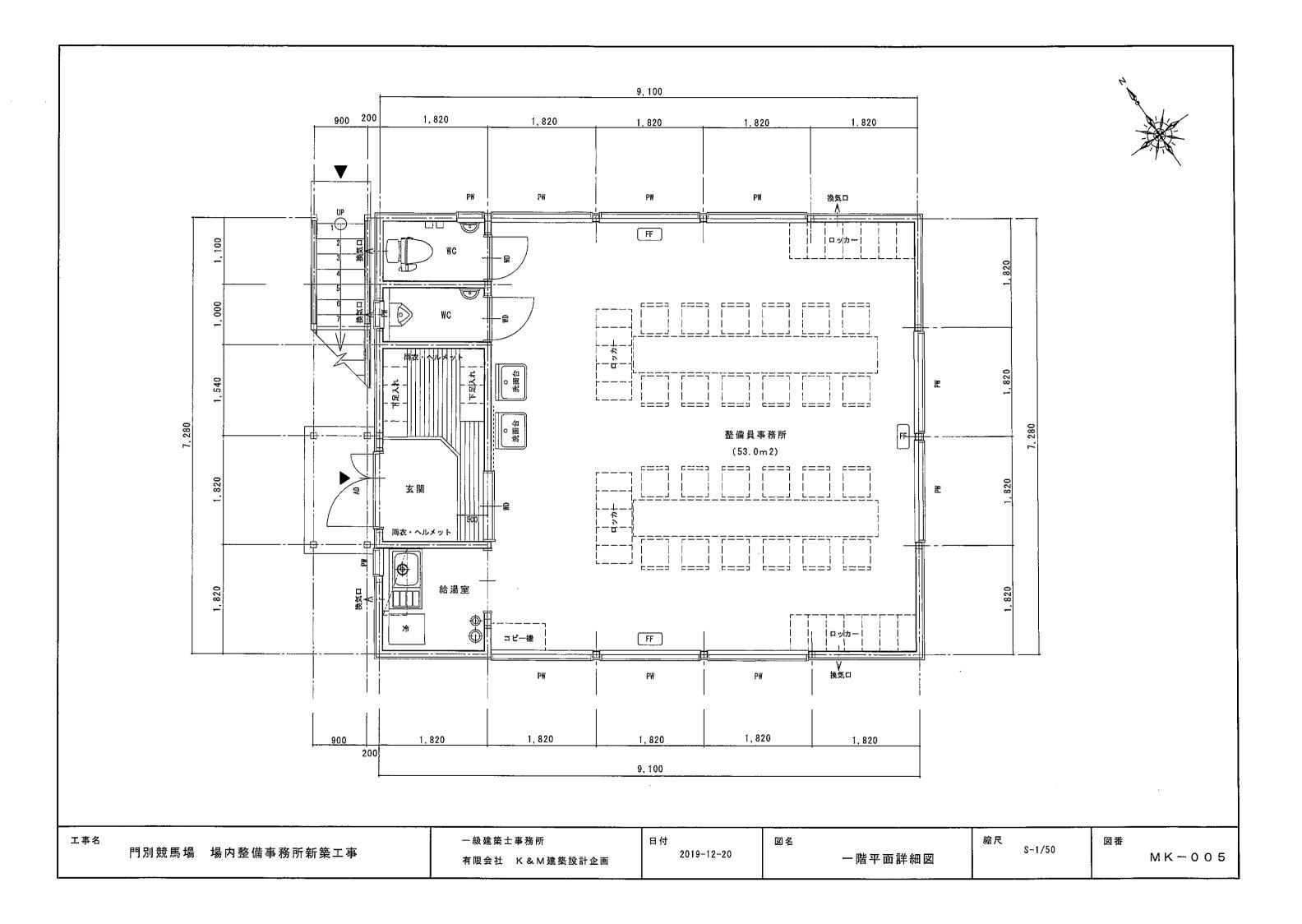
2019-12-20

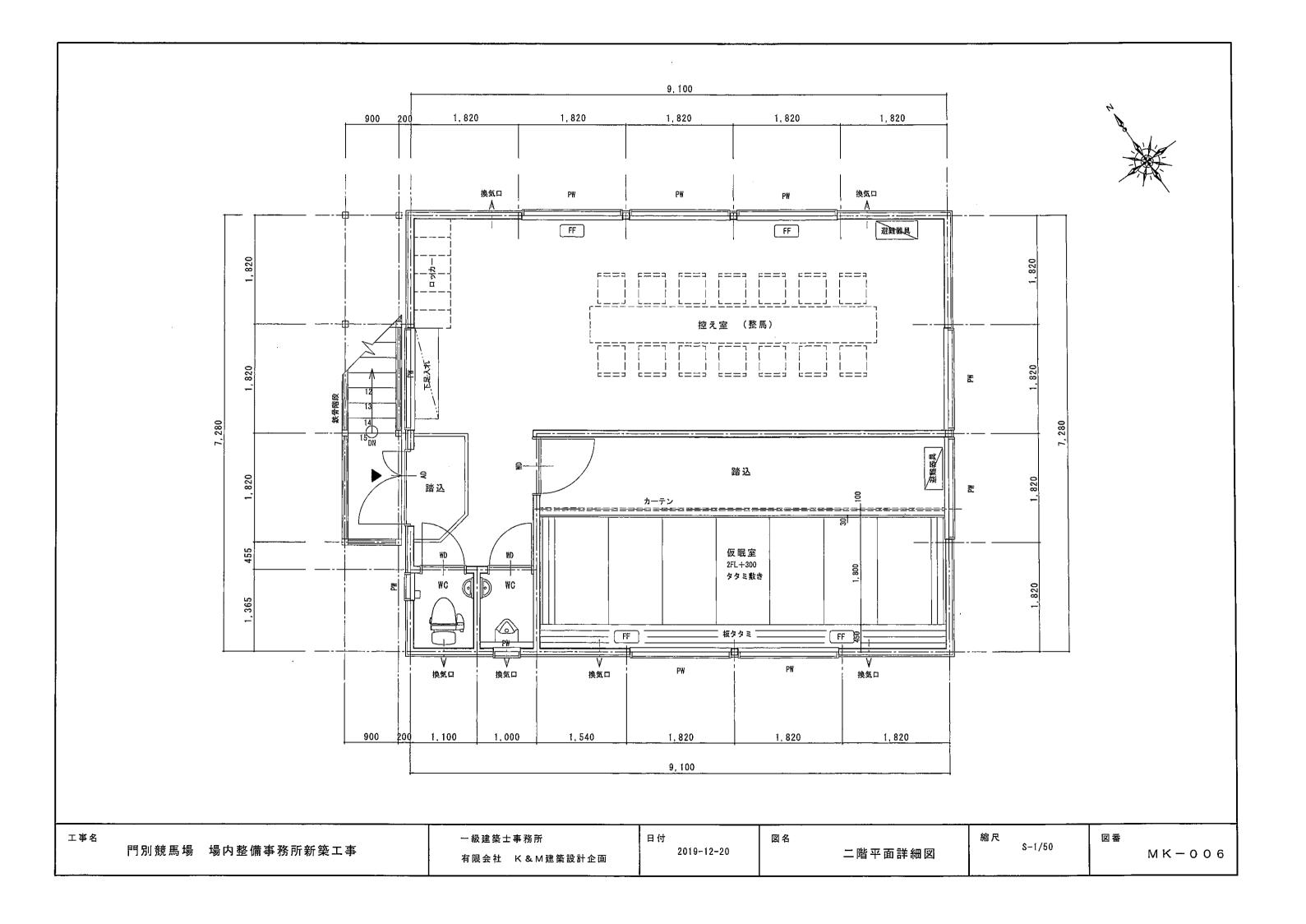
有限会社 K&M建築設計企画

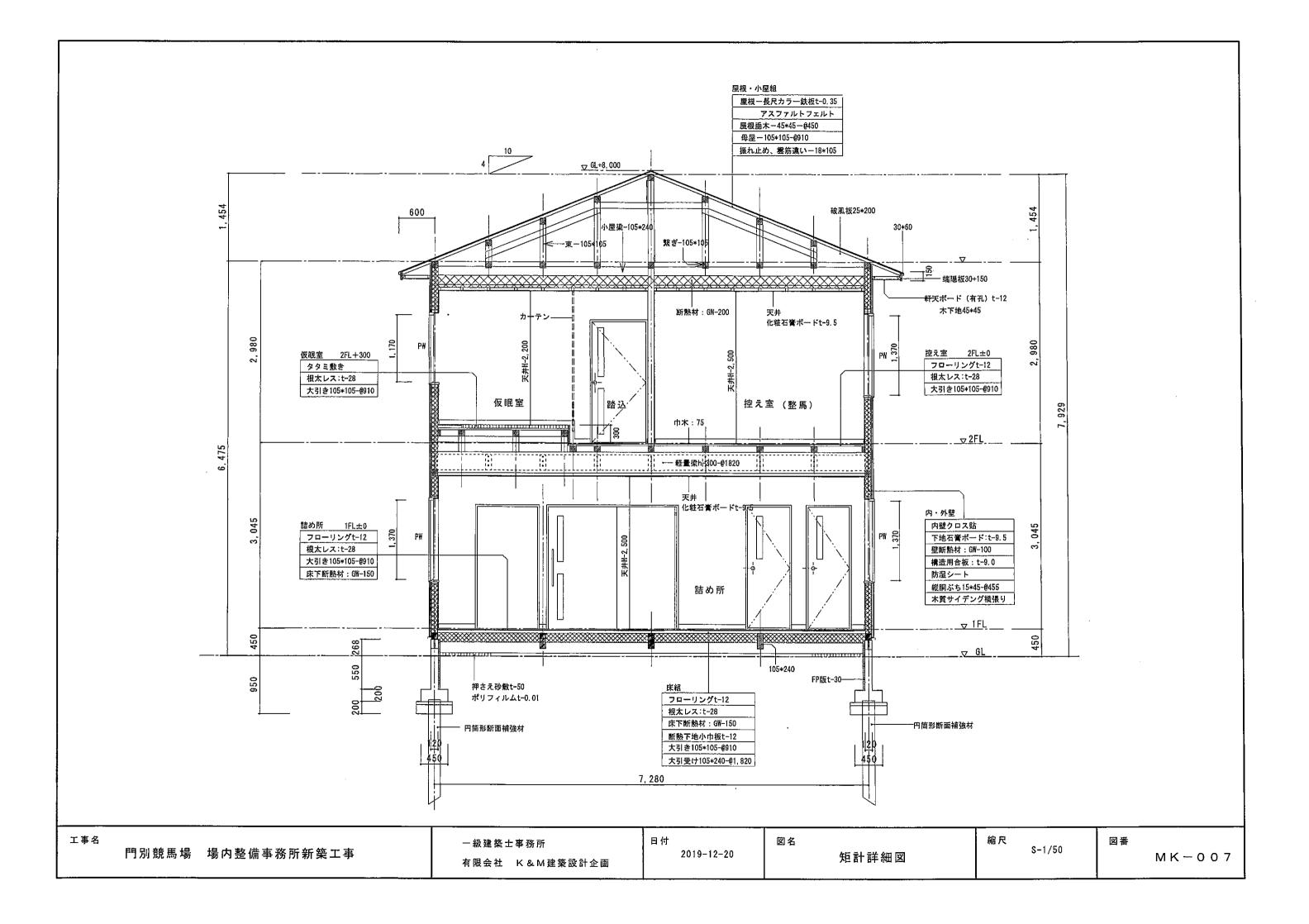
一階、二階 平面図

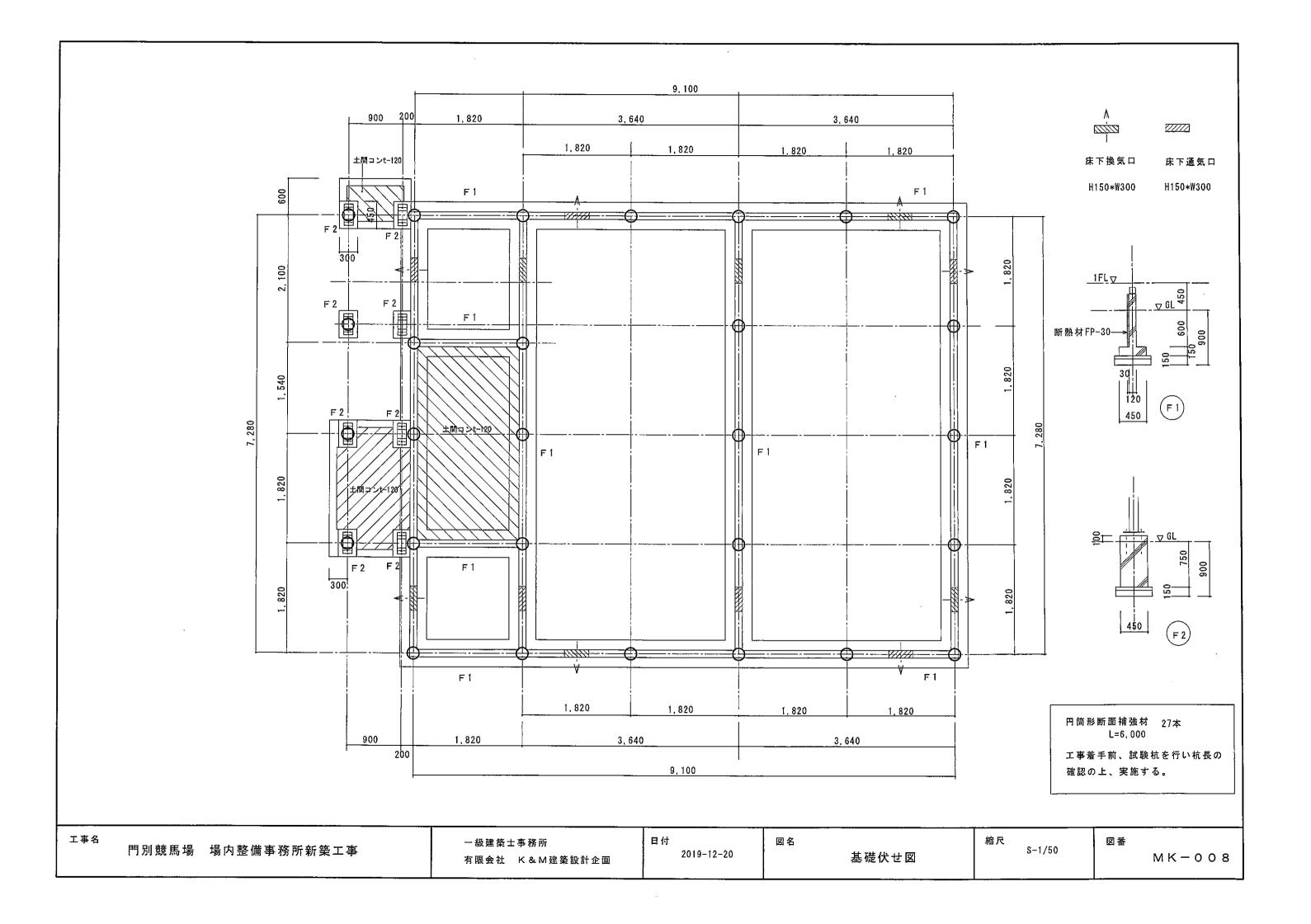
MK - 003

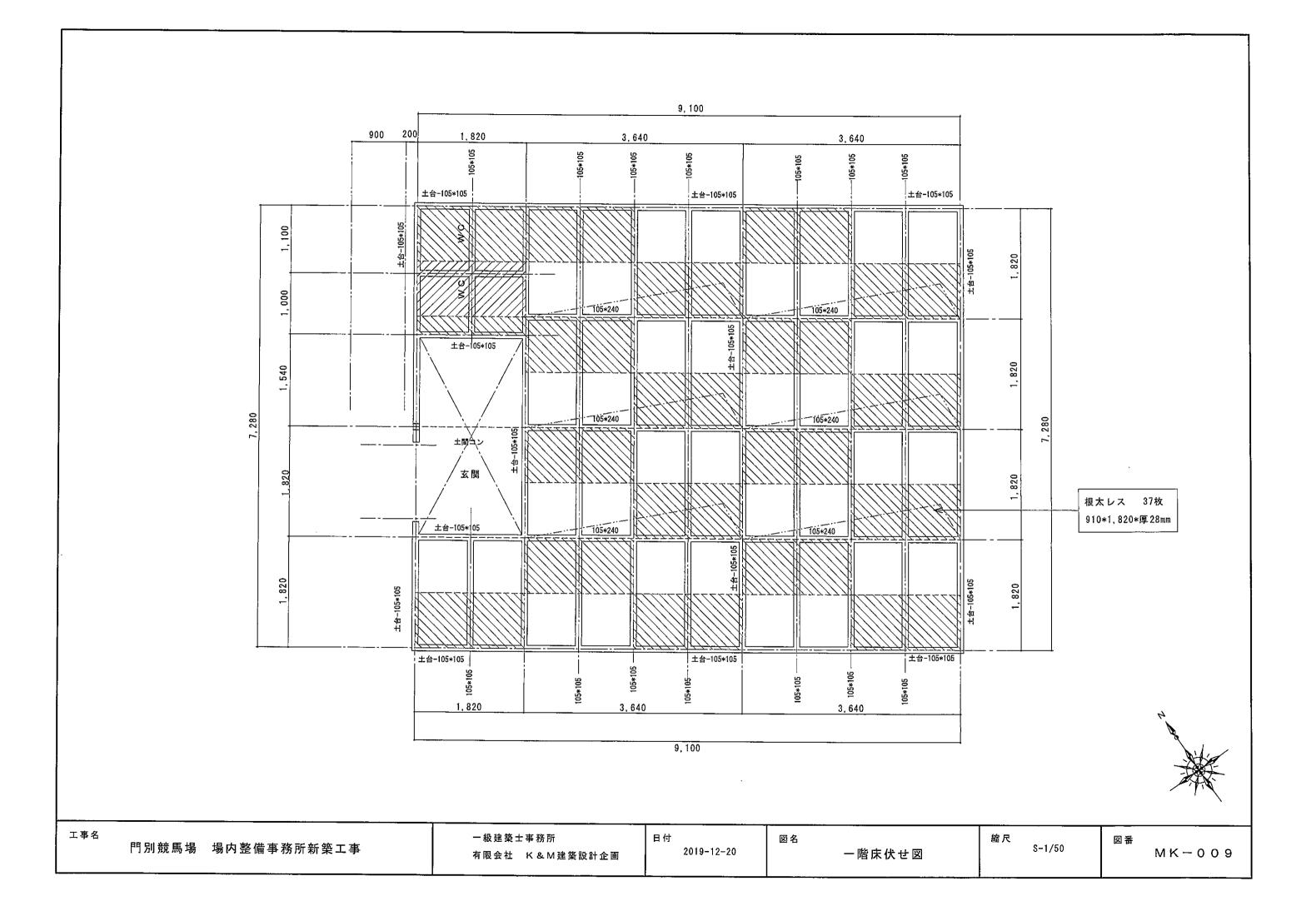


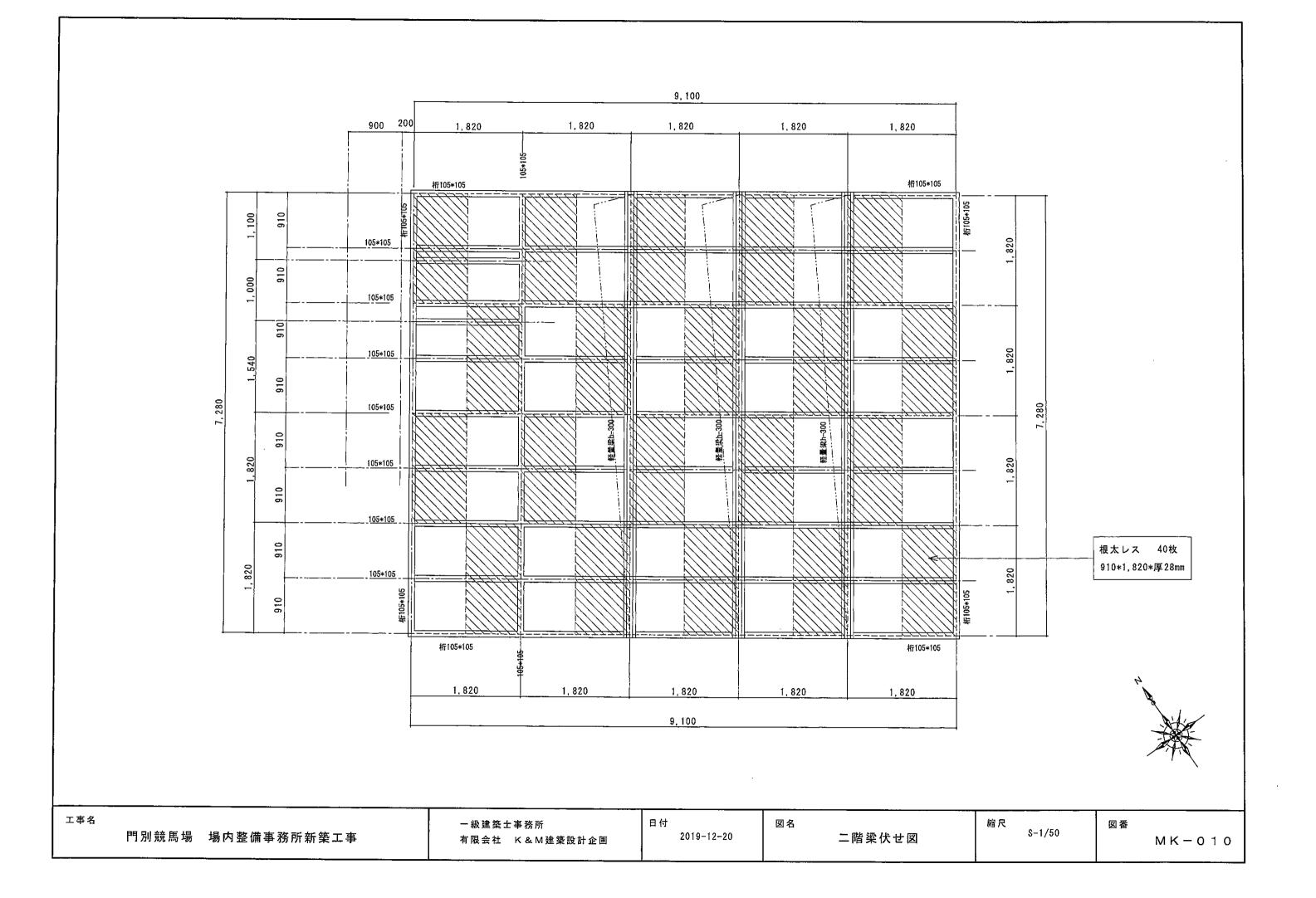


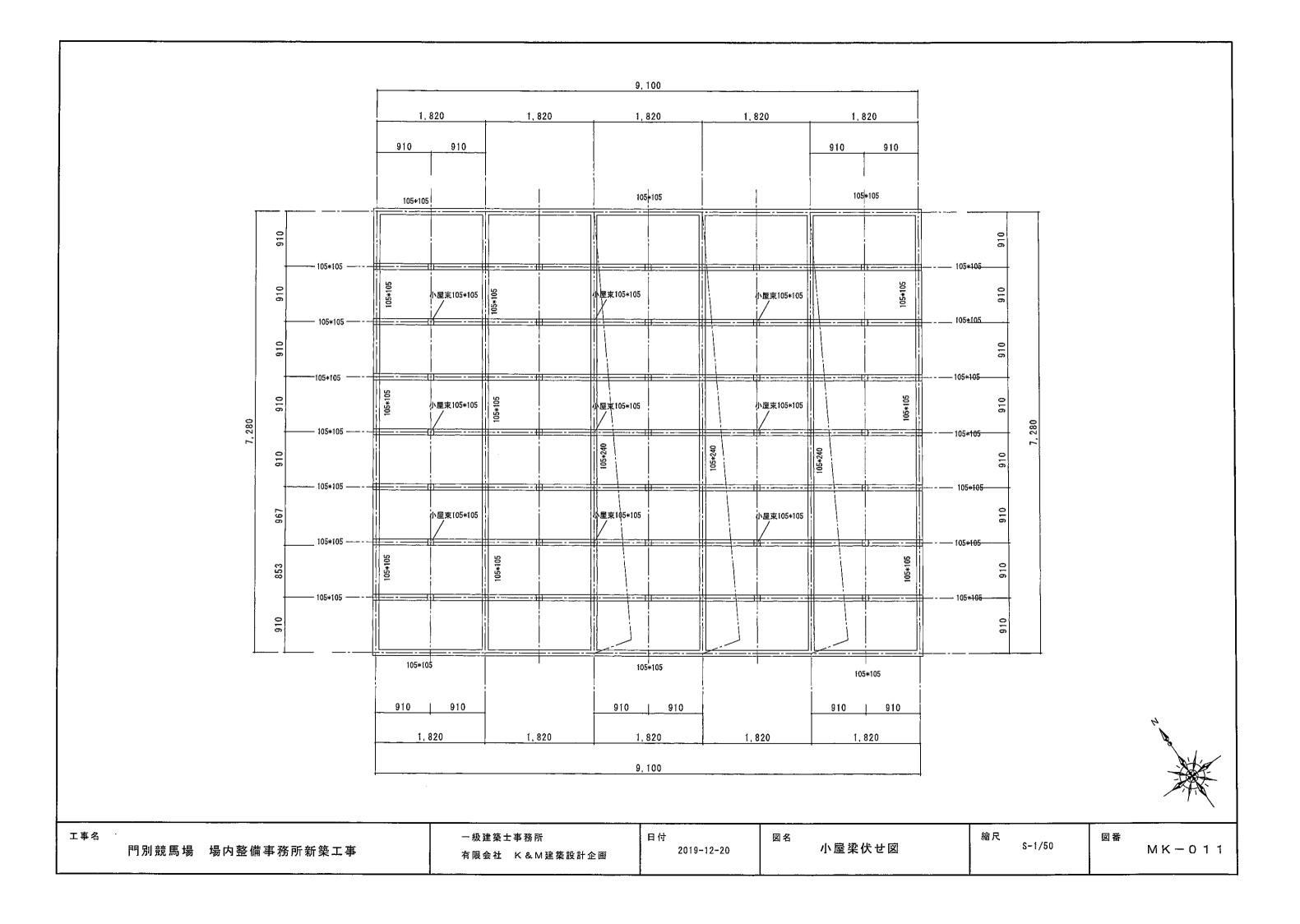


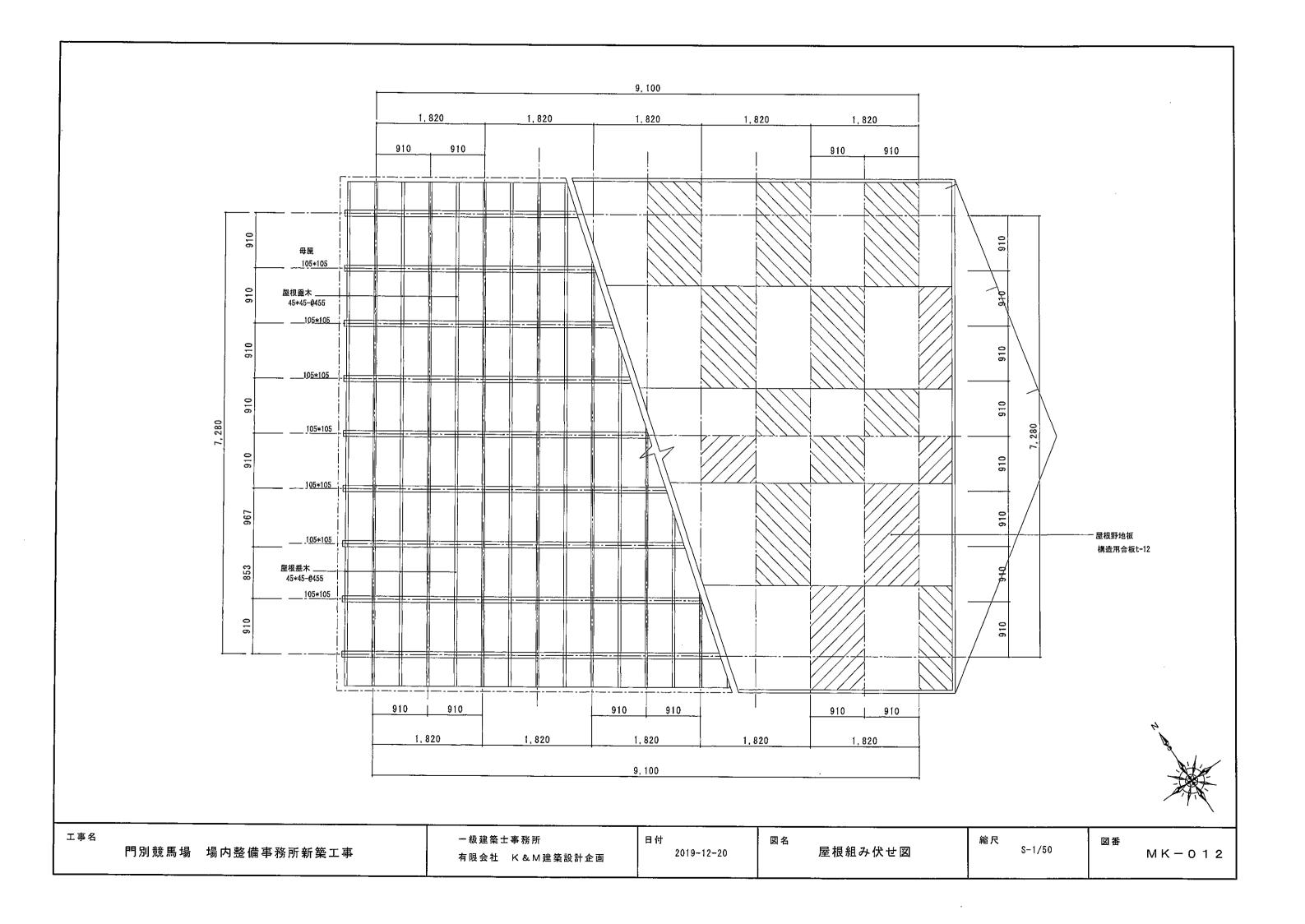


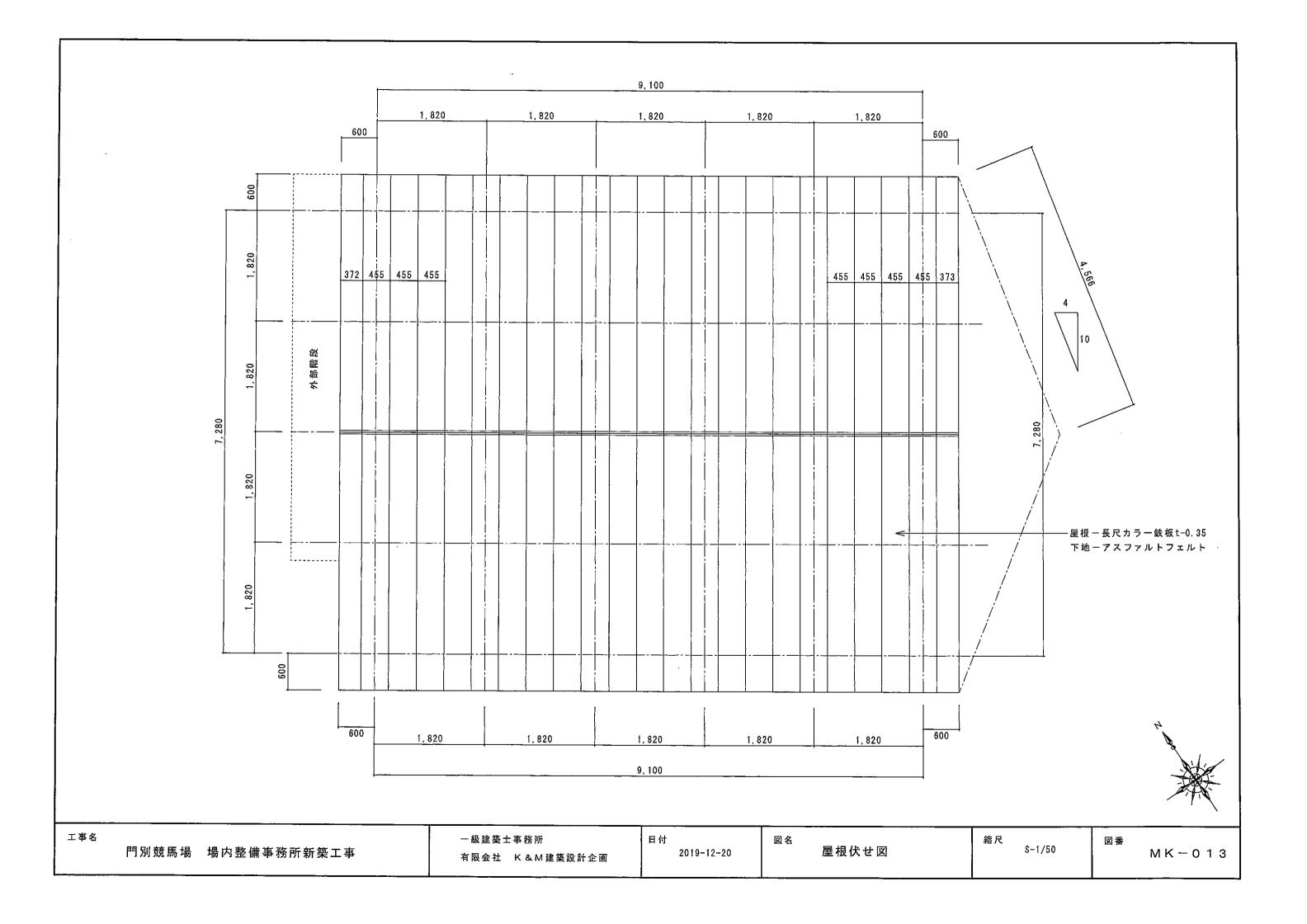




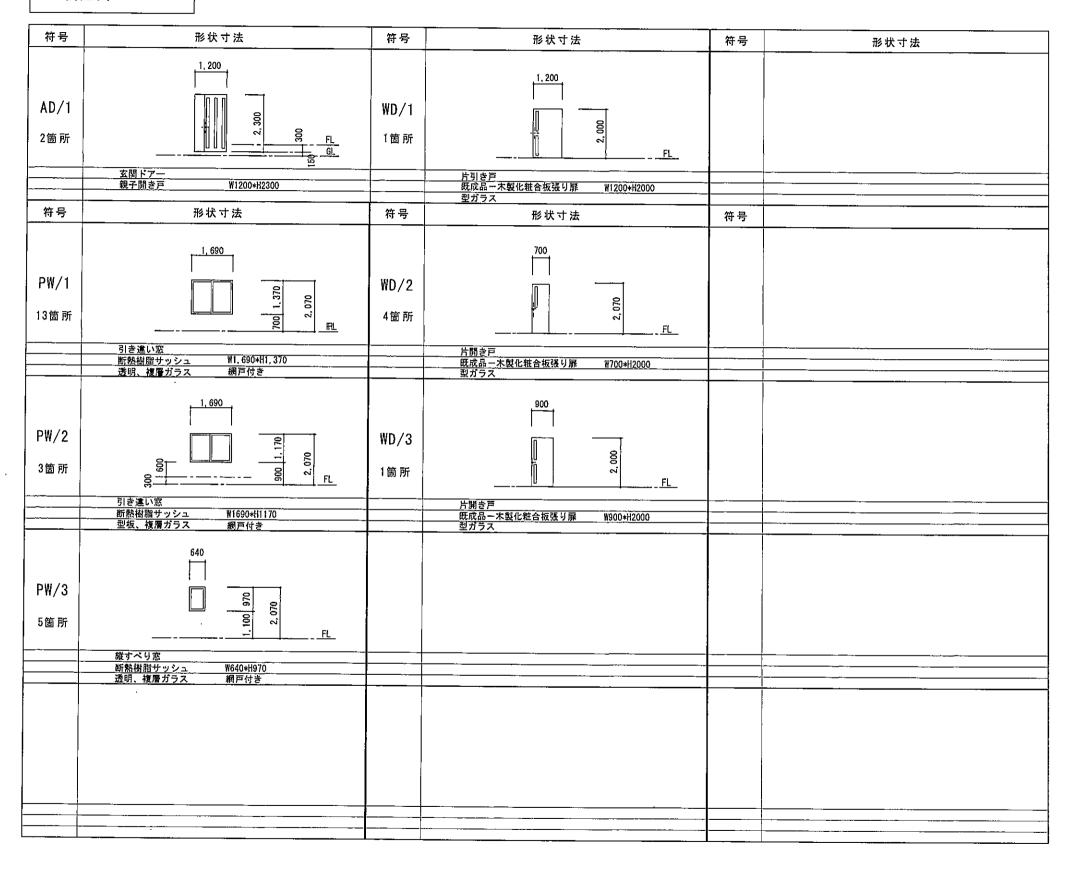


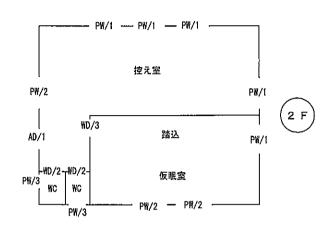


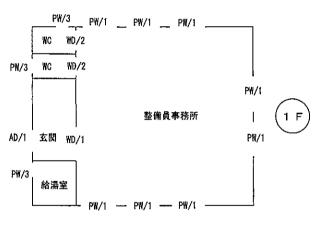




金属・樹脂製建具 木製建具







キープラン

工事名

門別競馬場 場内整備事務所新築工事

一級建築士事務所 有限会社 K&M建築設計企画 日付 2019-12-20

図名

建具表

縮尺 S-1/150 図番

MK - 014